

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十七年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所 在	面積（㎡）
株式会社れんげ	安芸高田市甲田町下甲立二六一番地七	安芸高田市甲田町下甲立字由留木四〇九番ほか五筆	五、六四一
農事組合法人ファーム小山	安芸高田市吉田町小山四二三番地	安芸高田市吉田町小山字石堂四九三番一ほか七筆	一三、六〇三
山本 英次	安芸高田市向原町坂六五一九番地二	安芸高田市向原町坂字友成四四八〇番ほか三筆	八、六七〇
黒田 浩樹	安芸高田市高宮町原田三〇四三番地	安芸高田市高宮町原田字上西平三〇八四番一ほか一筆	三、〇八五
熊野ファーマーズM株式会社	安芸郡熊野町新宮七丁目一二番四七号	安芸郡熊野町萩原四丁目四二三八番一ほか三筆	二、三八三
大地 喜代志	山県郡北広島町吉木三〇四一番地	山県郡北広島町都志見字火ノ峠二三〇九番ほか三筆	六、七四一
佐古 春雄	山県郡北広島町田原五九九番地	山県郡北広島町大朝字下小枝五八三三番一ほか九筆	一五、八五三
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	広島市西区西観音町二番一号	山県郡北広島町南方字吉行四四一八番ほか三筆	六、九六五
株式会社ファーム寒曳	山県郡北広島町大朝一五八番地一	山県郡北広島町大塚字竹の内一八七六番一ほか三筆	三、六八一
渡邊 光	山県郡北広島町筏律一一四一番地	山県郡北広島町大朝字実政二七五二番一ほか一筆	二、八八〇

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十七年七月二日から平成二十七年七月十五日まで